

青森県報

号外第八十七号

平成十九年
十一月二日
(金曜日)

目 次

公安委員会

特例施設占有者の指定等に関する規則……………(会 計 課)…一

公 安 委 員 会

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。
平成十九年十一月二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第十八号

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、遺失物法(平成十八年法律第七十三号。以下「法」という。)第十七条の規定に基づく遺失物法施行令(平成十九年政令第二十一号。以下「令」という。)(第五条第五号の規定による指定、法第二十五条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第二十六条第一項又は第二項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第二条 公安委員会は、令第五条第五号の規定による指定(以下単に「指定」という。)(をしたときは、遺失物法施行規則(平成十九年国家公安委員会規則第六号。

以下「施行規則」という。)(第二十八条第一項の申請をした者(以下「申請者」という。)(に対し、その旨を別記様式第一号の指定通知書により通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、申請者に対し、その旨を別記様式第二号の不指定通知書により通知するものとする。

3 施行規則第二十八条第四項の規定による公示は、別記様式第三号の特例施設占有者指定公示文例による公示文を青森県報に登載して行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第三条 施行規則第二十九条第二項の規定による公示は、別記様式第四号の特例施設占有者変更事項公示文例による公示文を青森県報に登載して行うものとする。

(指定の取消し)

第四条 公安委員会は、施行規則第三十条第一項の規定による指定の取消し(以下単に「取消し」という。)(をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十六号)の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、取消しの相手方に対し、その旨を別記様式第五号の指定取消通知書により通知するものとする。

3 施行規則第三十条第二項の規定による公示は、別記様式第六号の特例施設占有者指定取消公示文例による公示文を青森県報に登載して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第五条 法第二十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第二項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、別記様式第七号の報告等要求書により行うものとする。

(指示書による指示)

第六条 法第二十六条第一項又は第二項の規定による指示(以下単に「指示」という。)(は、別記様式第八号の指示書により行うものとする。

2 第四条第一項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」「とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」「と読み替えるものとする。

(警察本部長への委任)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、法の施行の日(平成十九年十二月十日)から施行する。

別記様式第一号(第二条関係)

青公委第 号	指 定 通 知 書
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 殿	
遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった下 記の施設に係る特例施設占有者の指定をしたので通知する。	
記	
施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)	
年 月 日	
青森県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第二号(第二条関係)

青公委第 号	不 指 定 通 知 書
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 殿	
遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった下 記の施設に係る特例施設占有者の指定については、下記の理由により指定しないので通知する。	
記	
1 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)	
2 理由	
年 月 日	
青森県公安委員会 印	

別紙

- 1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部警務部会計課係申）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第三号（第一条関係）

特例施設占有者指定公示文例

青森県公安委員会告示第 号

遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）第五条第五号の規定に基づき、次の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）第二十八条第四項の規定により公示する。

年 月 日

青森県公安委員会委員長 氏 名

- 一 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

別記様式第四号（第三条関係）

特例施設占有者変更事項公示文例

青森県公安委員会告示第 号

遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）第五条第五号の規定に基づき、
年 月 日付けをもって指定した次の特例施設占有者について、公示事項の
変更の届出があったので、遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号
）第二十九条第二項の規定により公示する。

年 月 日

青森県公安委員会委員長 氏 名

- 一 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）
- 三 変更の届出があつた事項

別記様式第五号（第四条関係）

青公委第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定
した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

年 月 日

3 理由

年 月 日

青森県公安委員会

印

別紙

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 備考1 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第六号（第四条関係）

特例施設占有者指定取消公示文例

青森県公安委員会告示第 号

遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）第三十条第一項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した次の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第二項の規定により公示する。

年 月 日

青森県公安委員会委員長 氏 名

- 一 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

別記様式第七号(第五条関係)

青公委第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第25条第1項 の規定に基づき、下記のとおり 報 告 の 提 出 を 求 め る。
第25条第2項 資 料 の 提 出 を 求 め る。

保管物件の提示

記

1 施設の名称及び所在地 (移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

2 報告を求め事項

3 提出を求め資料

4 提示を求め保管物件

年 月 日

青森県公安委員会

印

別紙

1 この処分不服の場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部警務部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 1 不要の文字は、消去すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

青公委第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第26条第1項
第26条第2項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 指示事項

3 指示をする理由

年 月 日

青森県公安委員会

印

1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部警務部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 1 不要の文字は、消去すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭